

商品概要説明書

夢YUME (定期積金)

商品名	<ul style="list-style-type: none"> ・夢YUME (定期積金) ・<定額式>、<目標式>および<満期分散式>がご利用になれます。
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・個人 (就学予定または就学中の子どもがいる方)
期間	<p>(定額式および目標式の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年以上10年以下の範囲内で1か月単位に契約期間を設定できます。ただし、契約期間は掛込周期の整数倍とします。 <p>(満期分散の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年、3年、4年、5年、6年、7年、8年、9年、10年
払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。目標式の場合は初回で掛金を調整し、満期分散の場合は満期到来済の各年の掛金を最終年の掛金として積立てます。 ・掛込周期は、定額式および目標式の場合は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。満期分散の場合は1か月とします。 ・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ・満期受取額 300,000 円以上 ・1回あたり 1,000 円以上 (満期分散の場合は、1個別口あたり1回につき1,000円以上) ・1円単位
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日 (満期分散の場合は各個別口ごとの満期日) 以後に一括して給付契約金を払い戻します。
給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約時の定期積金の約定利回りに、満期受取額 (30 万円以上 70 万円未満、70 万円以上 100 万円未満、100 万円以上) に応じて J A 所定の利率を上乗せした約定利回りを満期日まで適用します。 ・満期日 (満期分散の場合は各個別口ごとの満期日) 以後に一括して支払います。 ・計算単位を 1 円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税となります。 ※平成 49 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利 (定期積金の約定利回り) は店頭のカリ表示ボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期積金の約定利回りに J A 所定の利率を上乗せした利率) ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率 (小数点第 4 位以下切捨て) により計算した利息相当額とともに払い戻します。 (1) 初回払込日から解約日までの期間が 1 年未満の場合 解約日における普通貯金利率 (2) 初回払込日から解約日までの期間が 1 年以上の場合 契約時の定期積金の約定利回り × 60% ただし、解約日における普通貯金利率を 下限とします。

貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金はJAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、JA本支店(所)または担当部署にお申し出ください。 苦情申出先につきましては、JAバンク熊本ホームページ「熊本県内JA苦情申出先」(http://kumamoto.jabank.org/support/kinyuadr/)をご覧ください。 JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、熊本県農業協同組合中央会が設置・運営する熊本県JAバンク相談所(電話：0120-421-080)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JA担当部署または熊本県JAバンク相談所にお申し出ください。 熊本県弁護士会(紛争解決センター) 電話：096-325-0913
その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り(年365日の日割計算)の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。